



草 加 市 保 育 園
父 母 会 連 合 会

第 31 回

草加市保育園父母会連合会総会



次 第

1. 開会あいさつ
2. 来賓あいさつ
3. 議長選出
4. 総会議事
 - 2015 年度 活動総括
 - 2015 年度 決算報告
 - 2016 年度 活動方針
 - 2016 年度 予算
 - 父母連規約改正
 - 2016 年度 新役員承認
5. 閉会あいさつ

日時:2016 年 5 月 22 日(日) AM10:00～12:00

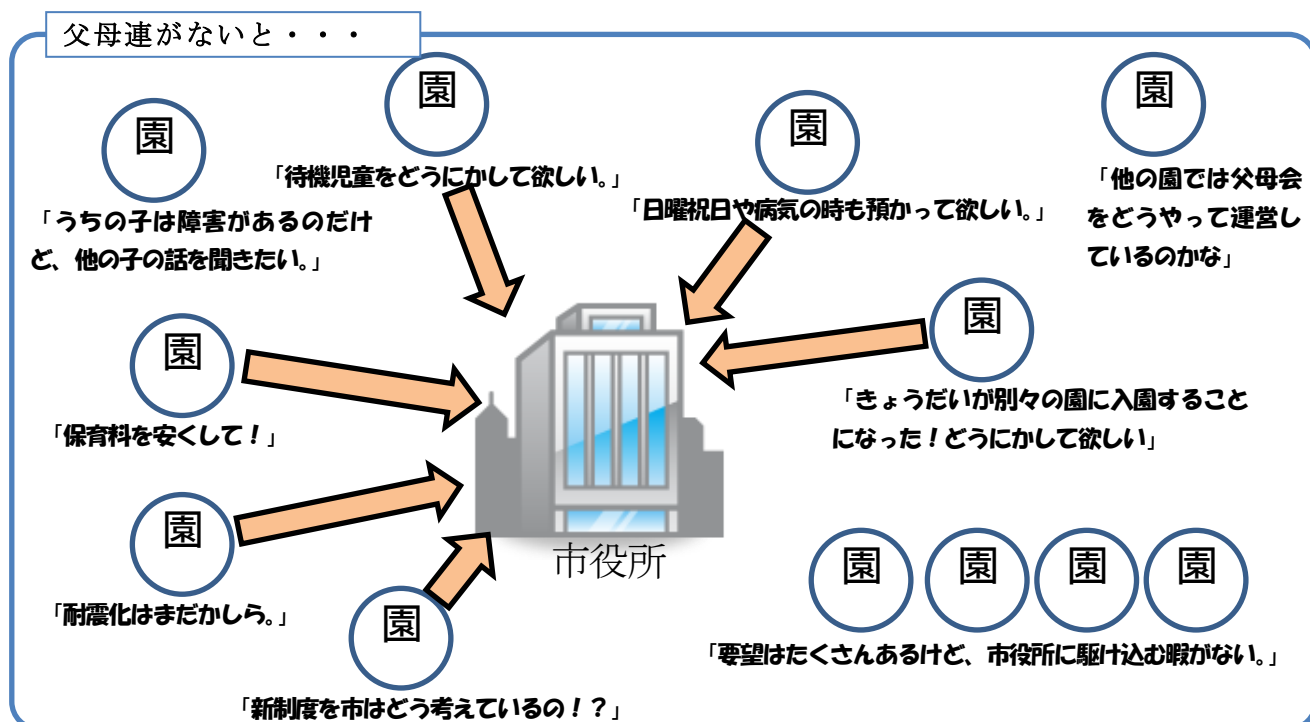
場所:谷塚文化センター

はじめに

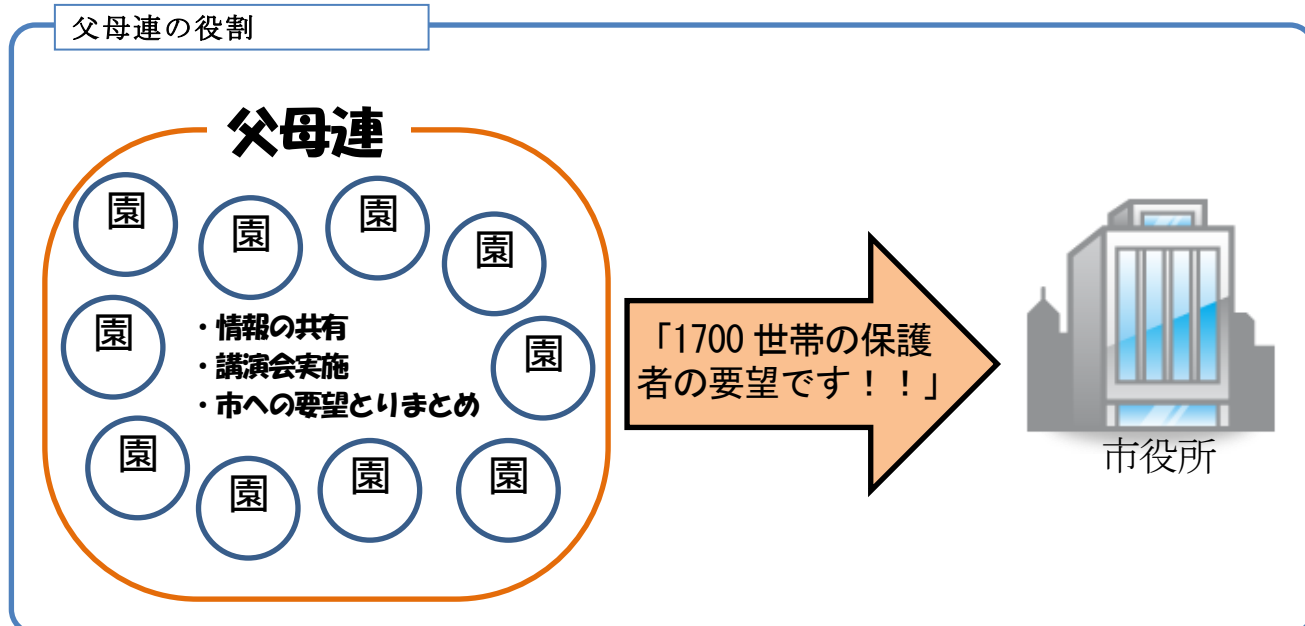
父母連って？

埼玉県草加市には公立・民間合わせた保育所が 34 の保育園があります。そのほか、小規模保育事業所が 5 か所、認定こども園が 2 か所あります。(平成 28 年 4 月 1 日現在)

高い保育料のこと、定員の都合できょうだいが別々の保育園に通わざるをえないこと、障がいのある子の保育のこと、保育園に入れないで「待機児」とされていること、保育園予算のこと、ひとつの保育園では解決できないことをみんなでもちよって、みんなで解決しようとする集まりが「草加市保育園父母会連合会」です。現在、公立 18 保育園の父母会が加盟しています。



父母連の役割





父母連のこれまでの働きかけの結果

- ・全保育室へのエアコンの整備（1999年）
- ・延長保育の開始（1999年から指定園で実施。現在9園まで拡大）
- ・市の保育園統廃合方針の撤回（2000年）
- ・「協力期間」のとりやめ（2002年から）
- ・待機児童解消のための保育園新設（別表参照）
- ・障がい児保育（育成保育）の全園での実施（2004年）
- ・産休明け保育の実施（2004年度からきたうら保育園で）
- ・0歳児保育廃止方針の休止（2008年）
→市は、保育園での0歳児保育を廃止し、家庭保育室へと移行させていく計画を立てました。父母連はこれまで培ったノウハウの喪失や二重送迎といったデメリットを挙げ、今現在はこの方針は休止状態となっています。（撤回ではない。）
- ・栄養士削減方針、技能員外部委託方針の休止（2008年）
→市は、コスト削減のため栄養士を削減し、技能員を外部委託する案を立てましたが、父母連は保育の質を維持・向上させるためにも市職員での採用を要望し休止状態となっています。
- ・幼児クラス（3・4・5才）での主食提供開始（2011年）、完全無料化（2012年）
→これまで、幼児クラスでは主食（白米）を自宅から持ち込んでいました。真夏でも冷蔵庫に保管することなく常温保存のものを食べていたので、主食の提供を以前より要望していて、ついに2011年に実現しました。ただ、主食代は父母会で徴収し市へ納めることになっていたため、負担を嫌い主食提供を断念せざるを得ない園もありました。そして2012年、父母連の要望により、市は主食の完全無料化を英断しました。
- ・待機児童解消のための保育園新設（2000年以降、12園870人）
→2014年4月に新たに1園が出来、2015年4月にも更に3園が新設。さらに2016年4月にも2園の新設が予定されています。
- ・園舎の耐震診断開始（2013年）
- ・園舎の耐震工事着手（2015年）

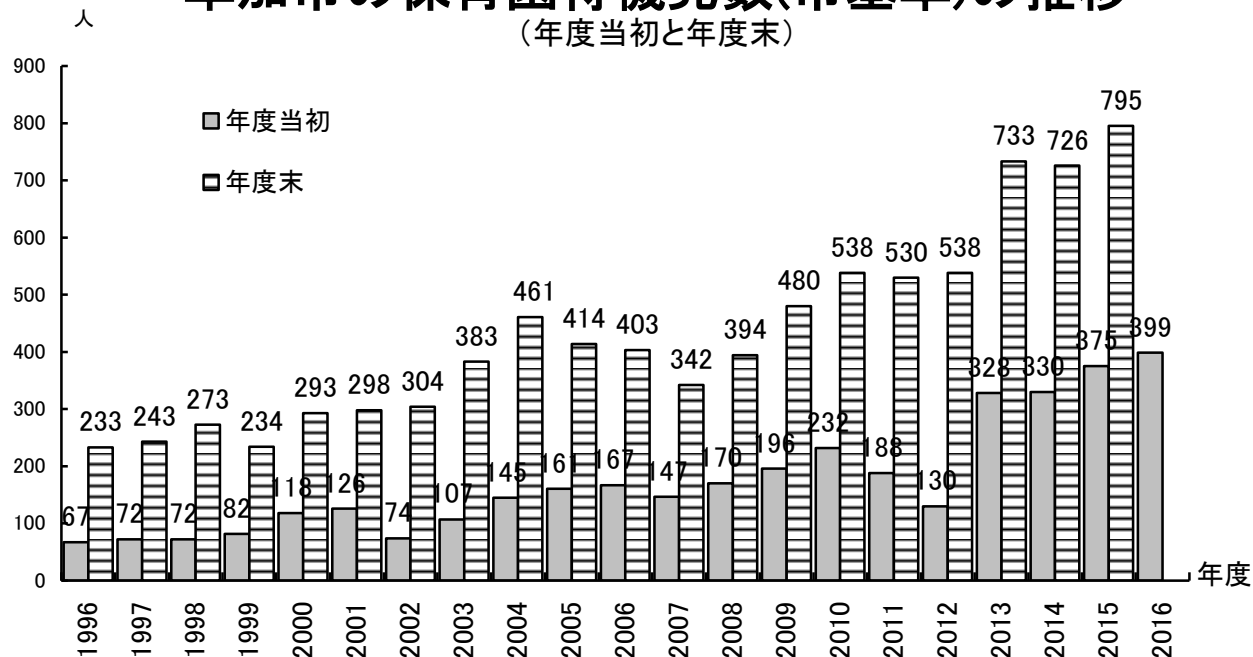
新 設 保 育 園 ※2000年以降	
2004年・第2きたうら保育園（定員60人）	※2010年3月末日に閉園
2005年・ひかり幼稚園（定員90人）	
・ハッピーナーサリー（定員28人）、	
2006年・かおりPutra保育園（定員60人）	
2009年・優優保育園（定員45人）	
2011年・草加なかよし保育園（定員80人）	
・さくらの実保育園（定員36人）	
・さくらの実保育園分園（定員29人）	
・そうか草花保育園（定員90人）	
・けやきの森保育園清門町園（定員80人）	
2012年・めえめえこやぎこども園（定員90人）	
・にっさとの森保育園（定員90人）	
2014年・にじいろ保育園（定員90人）	
2015年・じょうえん保育園（定員90人）	
・さくらんぼ保育園（定員60人）	
・草加松原どろんこ保育園（定員90人）	
2016年・ほっぺるランド草加谷塚（定員90人）	
・けやきの森保育園西町（定員90人）	

父母連のこれから

国や県からの補助金のおかげもあり、前ページの通り民間認可保育園がどんどん設立されています。待機児童対策を多く抱える中、この政策は非常にありがたいことで、多くの父母が救われたことと思います。ただ、施設を作るだけでは待機児童対策にはならず、保育士の確保も課題となっています。公立保育園では、待機児童が多いはずの0～2歳児クラスの定員割れも目立ちます。これは保育士を確保できないことによるものです。(0歳児には保育士1人につき、3人の乳児までというような規制があるため)

民間保育園が増えるにつれ、公立保育園の存在意義にも関わってきます。今現在、公立保育園が18園、民間認可保育園は17園となっております。民間認可保育園では、公立保育園ではやっていないリトミックやスポーツ、英会話学習などの様々な付加教育を行っているなど、非常に豊かな保育内容となっていますが、一方、障害のある児童は預かってもらうことが難しかったり、全てのイベントや付加教育が有料であったりして低所得世帯は取り残されるなどの面もあります。セーフティネットの観点からも、公立保育園は無くってはならない存在です。政府が民間化を進めていることもあり公立保育園がついにゼロになった自治体も多くあります。これからも、公立保育園を存続していくため、市と協力していきます。

草加市の保育園待機児数(市基準)の推移



※国基準の待機児童数は2016年4月1日現在で71人

父母連はWebサイトや父母連ニュース、代表者会、会長会で以上のような保育情勢の一部をお知らせしていきます。ぜひ一度Webサイトもご覧ください。

今年一年間、ともにがんばっていきましょう。

父母連 Web サイト <http://www.soka-fuboren.org>



2015年度 活動総括

1. 待機児童対策のための活動

＜待機児童解消のための保育士確保のお願い＞

保育士不足による待機児童が顕著になってきています。

保育士一人に対して0歳児三人まで受け入れることが出来る、というような具体的な規制があります。園児の安全面からこのような規制は無くしてはならないものです。なお草加市基準は国基準より厳しい規制を設けており、草加の質の高さが伺えます。

このような動かしがたい規制がある中、保育士が集まらなければ、せっかく施設に空きがあるのにもかかわらず入園出来ません。4月1日現在、耐震工事中や新設保育所など様々な理由はあるかと思いますが、34園中20園の認可保育所が定員割れをしています。

全国的に待機児童問題が騒がれる中、国や県の補助金もあり、全国の市区町村で保育施設が建設されています。そのため保育士が全国的に不足しています。

草加市も例外ではなく、2～3年ほど前から顕著にその傾向が見えはじめました。保育士不足の原因は近隣地区と比べて待遇の悪さにあるのではないかと私たちは考え、待遇改善を求めて市に訴えかけ続けています。

待機児童対策は「施設の増設」「保育士の確保」の2本柱となる時代になったと言えます。私たち父母連では、保育士不足、看護師不足を解消するために今後もこの取り組みを続け、待機児童対策解消に向けて取り組んでいきたいと思えます。

なお、私たち草加市父母連では、5年以上も前からこのことについて強く要望してきています。最近のメディア報道を見聞きすると、ようやく世間が私たちに追いついてきたなという感じです。

2. わかりやすく、やりがいのある父母会・父母連づくりへの取り組み

＜父母連ニュースの発行＞

各保育園の保護者の皆さんに、父母連としての活動や各園での取り組みについてわかり易くお伝えするために、毎年事務局からは「父母連ニュース」を発行しています。

昨年度は、事務局員不足などから発行回数が減ってしまい、1回の発行のみとなりました。(父母連総会報告／草加市保育事業説明会の報告)。新年度は上記報告に加え、市長懇談会の報告も出来るように努めたいと思えます。

ご意見等ございましたら、父母連メール info@soka-fuboren.org までお願いします。

＜会長会・代表者会の開催／各父母会分担体制により皆で支え合う父母連活動＞

昨年度は年3回の会長会(6・9・1月)そして年9回の代表者会(5・6・7・9・10・11・1・3・4月)を開催しました。

会長会では各園の状況や父母会運営についての情報交換などが行われました。

代表者会では、

- ① 父母連事務局から各園への様々な事務伝達や報告
- ② 父母連活動方針や内容の検討
- ③ 各園からの報告
- ④ 保育情勢などに関する学習

などを行いました。各園の会長や代表者の皆さん、ご協力ありがとうございました。昨年度の会議を通して出されましたご意見・反省点は、是非新年度に生かしていきたいと思えます。



また、専従のいない父母連活動を皆で支えて行こう、との確認のもと、新年度も、昨年度に引き続き「父母連活動分担年間予定表」にもとづいて、父母連事務局の仕事を各父母会と分担し合いながら活動を行ってきました。お陰様で、事務局の負担も軽減されました。ご協力ありがとうございました。

＜父母連アンケート（１月）の実施や市長懇談会（８／２１）への取り組み＞

父母連の活動は、各園の保護者の皆さん一人ひとりの声が集まって初めて可能となるものです。そのためにも各園の声を会長会や代表者会で直接情報交換し合うと共に、年に１回、約１６００全世帯に父母連アンケートを行い、一人ひとりの声を市への要望書や保育改善運動に反映させるための大変重要な取り組みを行っています。その集計結果は父母連 HP にてご報告しております。

昨年度は、毎年紙で行っていたアンケートを改め、初の試みとして WEB 上でのアンケートを行いました。そうすることにより、アンケートのデータ入力や集計を各園で行うこともなくなり、各園のご負担も大幅に減ったことと思います。事務局としても集計作業がより効率化できました。反面、誰も見張っていないということで、アンケートに回答してくださる数が減ってしまいました。今後も皆さんのご協力が必要です。

集計したアンケート結果は、各父母会のご意見をもとに要望書を作成し、夏に開催予定の「市長懇談会」に反映させたいと思います。今後も情報交換をしながら、よりよい草加の保育を目指すべく運動を進めていきたいと思っています。

＜父母連ホームページの充実＞

2006 年度に立ち上げた父母連のホームページですが、2007 年度以降は父母連の活動をより多くの方々に知っていただくために「父母連の活動／草加市の保育園／これからの予定／おしらせ」などの内容の更新を行ってきました。これまで専従体制のない中でなかなか更新がままならない時期もありましたが、定期的な各会議報告の更新、関連団体のイベントのお知らせ等を掲載しました。今後もより活用できるサイトにしていきたいと思っています。

またこれまで以上に父母連メール info@soka-fuboren.org を通して、皆さんのご意見・ご質問をキャッチし、父母連事務局としてできるだけ迅速に対応することができました。なかなかお返事ができないこともありましたが、新年度も引き続き、ホームページや父母連メールが情報発信の役割だけではなく、回答用紙のダウンロードや回答のメール送信、問い合わせ等の相互に情報交換できる役割も果たせるよう工夫していきます。ホームページやメールを通して、父母連活動が父母連会員一人ひとりにとって身近でわかりやすく、リアルタイムに声を反映できるよう工夫していきたいと思っています。

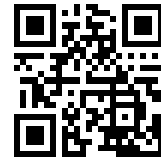
父母連ホームページ

<http://www.soka-fuboren.org/>



父母連 E メールアドレス

info@soka-fuboren.org



3. 私たち自身が学べる組織活動をつくる取り組み

＜草加子育てのつどいの不開催の報告＞

例年２月に実行していた草加子育ての集いですが、事務局員不足もあり、一昨年度に引き続き昨年度も開催することができませんでした。

つどいでは、主に子供向けの演劇、大人向けの講演会を行っています。

子育てについての悩みや疑問点を解決するための講演会は非常に勉強になることやハッとさせられることを多く講義していただいています。

なお、３年前は蔵持康子先生（元鳩ヶ谷市里保育所所長）をお招きし、「子育て疲れていませんか」を



テーマにお話をしていただき、親として子供の接し方について教えていただきました。子供向け演劇は劇団風の子を招き、本物の演劇を間近で見られる貴重な機会を提供することができました。今年度は開催したいと考えています。

各園父母会主催「CAPワークショップ」への補助＞

昨年度の「CAP（Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止）ワークショップ」は各父母会企画で行い、父母連としては大人ワークショップの講師交通費と子どもワークショップ1回分の講師交通費を補助する形で応援してきました。新年度も子どもを守る取り組みを支援することを目的に、各園への補助を行っていく予定です。



4. 共同の輪を広げる取り組み

＜草加市子ども教育推進委員＞

「小1プロブレム」、「中1ギャップ」と言われるように、小学校、中学校進学時の環境変化にうまく適応することができず、集団行動をとれず、教室で騒いだり、不登校となってしまうといったケースが全国的に問題となっています。こうした中、草加市では幼児期教育、小学校教育、中学校教育を途切れのない連続した教育期間ととらえ、子どもたちが継続的に安心して学べる環境の充実、さらに自ら学ぶ力、考える力、豊かな心、健やかな体といった、子どもたちの「生きる力」の育成を図るために、平成24年4月から教育委員会に子ども教育連携推進室を設置しています。私たち父母連からも、保育園保護者の代表として、委員を1名輩出し、上記のような市の方針に協力しています。

＜民主教育をすすめる草加市民会議＞

主に小中学校・高校の教育の課題に取り組むゆるやかな集まりで、父母連も団体に加入しています。少人数学級の実現や市内の小中学校の給食の民営化問題、定時制高校廃止問題等私たち保育園保護者が数年後に当事者として直面する学校教育をめぐることがらを、学校の先生、学童保育の指導員や保護者、女性団体と日常的に意見交換やとりくみを作っています。父母連からは保育情勢を発信し、この会にあつまる市民との共有や一緒のとりくみをすすめています。

＜草加母親大会＞

「生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」を合言葉にした半世紀以上の長い歴史のある運動に、父母連も保育部門を担当しています。9月の草加母親大会では会場準備、分科会の開催等にかかわりました。





2015年度 活動報告

月	日 (曜日)	代表者会・会長会 父母連事務局会	月	日 (曜日)	イベント・他団体交流 その他父母連による活動
2014年 5 月	03(日) 10(日) 17(日) —	「父母連会計監査」実施 総会資料印刷作業・製本作業 「第1回代表者会」実施 「父母連事務局会」実施	2015年 5 月	12(火) 17(日) 17(日) 17(日) 22(金) 22(金) 25(月)	「保育事業説明会」 「第29回草加市保育園父母会連合会総会」 「第10回学童保育の会総会」 「第10回草加元気っ子クラブ総会」 「草加母親大会実行委員打合せ」 「子ども教育連携推進委員会」 「民主教育をすすめる草加市民会議総会」
6 月	14(火) 20(土) 20(土)	「父母連事務局会」実施 「第2回代表者会」実施 「第1回会長会」実施	6 月		
7 月	— 25(土)	「父母連事務局会」実施 「第3回代表者会」実施	7 月	17(金) 23(木) 23(木)	広聴相談課、保育課訪問 「草加市子ども子育て会議」 「草加母親大会実行委員打合せ」
8 月	29(土)	「父母連事務局会」実施	8 月	20(木) 21(金) 24(月) 25(火)	「子ども教育連携推進委員会」 「市長懇談会」 「草加母親大会実行委員打合せ」 「草加市子ども子育て会議」
9 月	05(土) 05(土)	「第4回代表者会」実施 「第2回会長会」実施	9 月	06(日)	「草加母親大会」
10 月	—	—	10 月	—	—
11 月	28(土)	「第5回代表者会」実施	11 月	12(木) 28(土)	「草加市子ども子育て会議」 「保育料アンケート」実施
12 月	—	—	12 月	05(土)	「草加市子ども子育て会議」
2016年 1 月	16(土) 24(日) 24(日)	「父母連事務局会」実施 「第7回代表者会」実施 「第3回会長会」実施	2016年 1 月	08(金) 24(日)	「草加市長賀詞交歓会」 2015年度父母連アンケート実施
2 月	29(月)	「父母連事務局会」実施	2 月		
3 月	05(土)	「第8回代表者会」実施	3 月	22(火)	「保育課電話連絡」
4 月	09(土) 16(土) 24(日)	「父母連事務局会」実施 「第9回代表者会」実施 「父母連会計監査」実施	4 月	15(金) 15(金)	「保育課電話連絡」 「母親大会実行委員会」 - 欠席
5 月	06(金) 08(日) 22(日)	総会資料印刷作業 総会資料製本作業 「第1回代表者会」実施	5 月	09(月) 22(日)	「保育事業説明会」実施 「第31回草加市保育園父母会連合会総会」実施

草加市保育園父母会連合会
2015年度決算

2015年5月1日～2016年4月30日

収入の部

項目	予算額	決算	増減	適用
前年度繰越金	595,183	595,183	0	
会費	628,000	620,800	-7,200	会費
雑収入	30,000	10,528	-19,472	利息、機関誌購読代金など
合計(a)	1,253,183	1,226,511	-26,672	
		(a) 1,226,511		

支出の部

項目	予算額	決算	増減	適用
会議費	80,000	87,353	7,353	会場使用料、会議資料印刷代
事務費	10,000	2,854	-7,146	事務用品他
事務局活動費	140,000	110,136	-29,864	事務局交通費、レンタルボックス利用料他
通信費	20,000	5,273	-14,727	郵送代他
広報宣伝費	20,000	0	-20,000	配布物代を会議費に合算
埼玉県保問協	30,000	30,000	0	年会費一年分
草加母親大会	10,000	10,000	0	分担金
研修費	50,000	0	-50,000	保育合研参加なし
子育てのつどい	100,000	0	-100,000	2014年度開催なし
学習費	100,000	20,000	-80,000	CAPワークショップ補助
保育費	150,000	112,930	-37,070	保育アルバイト、おやつ代他
専従体制準備基金	150,000	150,000	0	2015年度分
ホームページ管理費	15,000	14,904	-96	レンタルサーバー料
雑費	228,338	13,060	-215,278	機関誌代金支払い、手数料他
小計(b)	1,103,338	556,510	-546,828	
次年度繰越金		670,001		
合計(a)		1,226,511		

次年度繰越金 (a)－(b) 670,001

以上の通りご報告申し上げます。

2016年5月1日

草加市保育園父母連合会会長

会計

監査の結果、相違ないことを認めます

2016年5月1日

会計監査

※2015年度末現在、専従体制準備金積立金額は 1,863,837 円です。



2016年度 活動方針（案）

1. 安心して子どもを産み育てられるまちづくりにとりくみます

（１）国・県・市が子どもたちの育ちに責任をもっていくようにはたらきかけます。

- ①国による「子ども・子育て支援新制度」などの子育て関連法案等に対して、埼玉県保育問題協議会や全国保育団体連絡会などとともに、市・県のがんばりを応援しながら子育て施策の充実のためのはたらきかけや運動をおこないます。
- ②子育て、保育、教育、医療、文化サークルなど、私たちの課題と共通するテーマに取り組むたくさんの人たちとの共同のとりくみを作りあいます。
- ③児童福祉法第24条^注（2012年5月6日現在）が宣言する包括的な保育に欠ける子どもの権利と市町村の保育の実施義務の規定をふまえ、待機児問題の取り組みを、草加市を応援しながら引き続き強めます。
- ④情報通信ネットワークが発展し、インターネット等を使用して情報を引き出すことが日常なこととなりつつある昨今の状況を踏まえ、保育園をはじめ子育てや子どもを取り巻く状況についての情報発信を様々な形で行い、これから子どもを預ける親世代に対する説明が充実したものとなるよう、市に対してはたらきかけをおこないます。

（２）より良い保育・子育て環境づくりの運動をつよめます。

- ① 待機児童ゼロを目指し、待機児童の保護者、家庭保育室との連携を深め、**保育士の確保**を市へ要望していきます。2016年4月1日現在の待機児童数は、草加市基準で399人、国基準で77人いますが、施設には154人分の空きがあります。地域や年齢的な要素もありますが保育士が足りないことで待機児童が生まれている今の状況をなんとか打破していきたいと思います。
- ② 保育士だけでは対応しきれない不測の事態に備え、0歳児を受け入れている全園への看護師配置を市へ要望していきます。
- ③ 施設型の病児・病後児保育を実施するよう市へ要望していきます。
- ④ 延長保育の全園での実施、病児保育の実施、土曜日の延長保育の全園実施など、時代のニーズに合わせた保育が提供されるよう市へ要望していきます。
- ⑤ これまで培ってきた草加市の質の高い給食を今後も維持するためにも、また食の安全性が低下させないためにも、各園1名の栄養士配置の継続を引き続き求めていきます。
- ⑥ 草加市の保育園事業費について、保育園の整備・改修や草加市の保育を後退させずより充実したものとなるための適正な予算要求に引き続き取り組んでいきます。
- ⑦ アレルギー児が増えている中、安心・安全で、子どもたちの顔が見える調理環境である自園直営方式での完全給食の維持を求めます。
- ⑧ 障がい児保育（育成保育）は、制度上は対象児童3人に1人の保育士しか配置されない現行水準を、実態に合わせて対象児童1人に1人の職員配置ができるよう制度の改正を求めます。
- ⑨ 園舎の耐震工事に伴う諸問題の共有並びに解決を市へ求めていきます。
- ⑩ 子ども子育て支援新制度で増額になってしまう世帯にも保育料を引き下げるよう市へ要望していきます。
- ⑪ 子ども子育て支援新制度の実施・運用にあたって、子どもの権利・利便性、今までの草加の保育の質を確保した施策となるよう草加市に必要な提言を続けます。



- ⑫ 公立保育所以外の保育施設でも障がい児保育を受け入れてもらえるよう市に働きかけます。
- ⑬ 技能員の外部委託については、偽装請負と判断されかねない今の状況を改善するよう、適正就業化を市へ求めていきます。そして市職員の技能員が守ってきたこれまでの保育の質や安全性が低下することのないよう管理・チェック体制の充実を求めていきます。
- ⑭ 公立保育園と民間保育園との実践交流を通じて、より質の高い草加の保育が全ての園において提供されるよう求めていきます。
- ⑮ 家庭保育室や認可外保育施設の保護者・運営者・職員とも手をつないだ、草加の保育・子育て全般の期待やねがいを集約する核としてのとりくみを続けます。

2. わかり易く、やりがいのある父母会・父母連づくりにとりくみます

(1) 会長会と代表者会の機能の明確化を図り活動しやすい父母会づくりを応援します。

- ① 「会長会」は、各父母会をスムーズに運営し、楽しく活発な父母会活動を行うための情報交換の場、「代表者会」は父母連と各父母会とをつなぐパイプ役として、各園の意見を出し合いながら父母連の方針や活動内容を検討する場、という役割分担をより明確にし、各父母会と父母連が連携しながら活動しやすい環境をつくっていきます。
- ② 上記の実現のために、「会長会」を6月・9月・1月、「代表者会」を年に9回開催します。

(2) わかりやすく、より身近でやりがいのある父母連をめざします。

- ① 「父母連ニュース」を発行し、“各父母会や父母連の取り組み／草加市の保育にかかわる動き／保育情勢など”をわかりやすくお伝えします。
- ② 父母連事務局には、専用の印刷機もなく事務所也没有ありません。どのスタッフも仕事や子育てを抱えての活動であり、約1600世帯の市民に責任をもつ運動体執行部としての負担は相当大きいのが現状です。新年度も各父母会役員の方々と事務局の仕事を分かち合い、父母連をより身近に感じていただきながら、共に活動をすすめていきます。なお、父母連は事務局員を随時募集しています。
- ③ 各父母会役員をはじめ、どなたでもお好きなきに、父母連の方針や活動を確認できるよう、「父母連ホームページ」に情報を更新していきます。

「父母連ホームページ」の URL は <http://www.soka-fuboren.org> です。ご意見や情報は info@soka-fuboren.org にお寄せください。

3. 私たち自身が学べる組織活動を大切にします

(1) 保育にかかわる情勢について幅広く学び、よりよい保育につなげていきます。

- ① 保育情勢（幼保一体化を含んだ「子ども・子育て支援新制度」等）についての学習会などを企画します。
- ② 子育てや保育にかかわる幅広い学びの情報発信を行っていきます。

(2) 月刊『ちいさいなかま』誌の普及にとりくみます。

保育者と保護者が手作りしている全国保育団体連絡会の機関誌『ちいさいなかま』は、私たち保護者の素肌の感覚の情報が満載です。幼稚園・保育園を問わず、草加市で購読する人たちをたくさんふやしましょう。父母会文庫にも是非一冊、ご購入ください。

4. 共同の輪を広げるとりくみをおこないます

(1) 交流する・学ぶ・知る企画をおこないます。

毎年、草加の子育てに重要な役割を担ってくださっている家庭保育室や子育てサークル・文化サークル等との交流を行い、相互理解を深めてきています。今年度も引き続き「子育て団体交流会」や「各団体との懇談会」を企画し、子どもたちの豊かな育ちを願うという熱い思いの共有で、子育てしやすいまちづくりをさらに進めていきます。

また、保育部会や家庭保育室・子育て NPO・文化サークル等といっしょに実行委員会をつくり、「草加子育てのつどい」を共催することで、草加の子育てについて交流し、共同の輪をさらにひろげていきます。

2007 年度から始まった育成保育の保護者がお互いに情報交換・交流できる場である「育成保育保護者会」を開催し、なかなか保護者同士で情報交換できる機会の少ない育成保育について学び・知り・交流できる場を提供していきます。

(2) 市内外の子育ての共同の輪の一翼をにない、広げます。

草加父母連が加盟している子育て団体は以下の通りです。

・埼玉県保育問題協議会・草加市母親大会連絡会・民主教育をすすめる草加市民会議

これらのほかに、草加市職員労働組合保育部会をはじめとした保育園職員、家庭保育室連絡会、草加市学童保育の会などとの情報交換・経験交流を行います。また、近隣自治体の保育運動との交流や、全国保育団体連絡会などの全国組織との交流も行っています。

注) 児童福祉法第 24 条 (最終改正：平成 24 年 8 月 22 日)

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同法第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

○2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

○3 市町村は、保育の需要に応ずるに足る保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

○4 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

○5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

○6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

○7 市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

草加市保育園父母会連合会
2016年度予算(案)

2016年5月1日～2017年4月30日

収入の部

項目	予算額	適用
前年度繰越金	670,001	
会費	627,600	1569世帯×400円 個人会員
雑収入	30,000	機関誌購読代金、利息等
合計	1,327,601	

支出の部

項目	予算額	適用
会議費	80,000	会場使用料、総会・会議資料等印刷代
事務費	10,000	事務用品他
事務局活動費	140,000	事務局交通費、事務補助代、レンタルボックス利用料
通信費	20,000	郵送代他
広報宣伝費	20,000	ポスター・チラシ印刷代他
埼玉県保問協	30,000	会費、10口×3,000円
草加母親大会	10,000	分担金
研修費	50,000	保育合研参加費
子育てのつどい	100,000	つどい経費
学習費	100,000	CAPワークショップ他
保育費	150,000	保育アルバイト、おやつ代他
専従体制準備基金	150,000	定期預金(15万円)
ホームページ管理費	15,000	レンタルサーバー代
予備費	452,601	
合計	1,327,601	



草加市保育園父母会連合会規約（改正案）

第1条（名称）

この会の名称は、草加市保育園父母会連合会とする。

第2条（構成会員）

この会は、草加市内にある保育園父母会・就学前保育・教育等施設保護者をもって会員とする。

第3条（所在地）

この会の所在地は会長宅とする。

第4条（目的）

この会の目的は、児童憲章、児童福祉法に精神に基づいた保育行政の充実、改善と会員相互の研修と親睦をはかる。また、保育職員との交流、子育てを通して園児の健やかな発達をめざすとともに、草加の子どもたちのより良い環境作りにも努力する。

第5条（事業）

前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 学習会、研修会、講演会等の開催
2. 会報、資料等の発行
3. 国、自治体への交渉、陳情、請願
4. 各園の父母会への協力、援助
5. 会員相互の親睦をはかるためのとりくみ
6. 市職労保育部会、学童保育その他の諸団体との交流提携に関すること
7. こどもまつり等のとりくみ
8. その他この会の目的達成に必要なこと

第6条（機関）

この会に次の機関を置く。

(1)総会 (2)代表者会 (3)事務局 (4)会長会

第7条（総会）

総会は、この会の最高決議機関で、年1回開催し、加入父母会の過半数の出席で成立する。

総会は、予算、決算、役員の承認、活動の総括、方針の決定、規約の改正、その他重要な議案を審議し、出席父母会の過半数の賛成によって決定する。

第8条（役員）

各父母会より選出された代表者の互選により、次の役員を選出し、総会で承認する。役員の任期は総会から総会までの1年とするが、再任を妨げない。但し、会長に限りは4年以内とする。



1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 事務局員 若干名
5. 会計 1名
6. 会計監査 1名

但し代表者会より役員が選出できない場合には、代表者会の指名を受けた個人会員が総会の承認により役員となることができる。

二. 事務局員に限り、代表者会の出席父母会の4分の3以上の賛成により役員となることができる。この場合の任期は次の総会までとし、総会で新たに承認を受けることにより再任することができる。

第9条（代表者会）

代表者会はこの会の執行機関で、次の総会までの間、会の運営にあたる。代表者会は、各父母会から選出された者および、総会・代表者会で指名を受けた個人会員によって構成される。

代表者会には必要に応じて専門委員会を置くことができる。

第10条（定例会・ブロック交流会）

各父母会間の交流をはかるために、適宜、定例会またはブロック交流会をもつ。

第11条（会費）

この会の運営費は、会費、「ちいさいなかま」還元金、寄付金、その他でまかなう。各園の当該年度4月1日在籍の家庭数に、一家庭あたり年間400円を乗じた金額を加盟の父母会単位の会費とし、一括して年度当初に納めるものとする。複数の園にまたがる保護者世帯分は年長児童の在籍する保育園父母会での世帯数であつかい、年少の世帯では除くものとする。

第12条（個人会員）

この会の趣旨に賛同する個人は、代表者会の出席父母会の4分の3以上の承認を受けて個人会員になることができる。会費は年間400円とする。

第13条（政治的中立）

多くの会員がこの会の趣旨に賛同できるように、第4条の目的と直接的に関係のない政治的事項については、中立を保つ。

付則

この規約は1992年5月31日から実施。

1998年5月17日一部改正

1999年5月16日一部改正

2001年5月20日一部改正

2004年5月16日一部改正

2005年5月22日一部改正

2014年5月18日一部改正

2015年5月17日一部改正

2016年5月22日一部改正

- ・今年度の保育は、やつか保育園で行います。

保育を依頼する方は、総会会場へ来る前にやつか保育園に直接お越しください。

- ・保育受付時間は 9:15～9:45 です。
- ・総会会場から距離がありますので（徒歩 8 分程度）、お時間に余裕をもって行動してください。
- ・やつか保育園に専用駐車場はありません。
- ・やつか保育園は住宅街にあり、非常に迷いやすいのでご注意ください。

近隣地図

